

市第 174 号議案

横浜市認定こども園の要件を定める条例の制定

横浜市認定こども園の要件を定める条例を次のように定める。

平成27年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市認定こども園の要件を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）に関する認定の要件を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

- (1) 幼稚園型認定こども園 法第 3 条第 1 項の認定を受けた幼稚園又は同条第 3 項の認定を受けた連携施設をいう。
- (2) 保育所型認定こども園 法第 3 条第 1 項の認定を受けた保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 法第 3 条第 1 項の認定を受けた保育機能施設をいう。

（法第 3 条第 1 項の要件）

第 3 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める要件は、次のとおりとする

- 。
- (1) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程（以下「教育課程」という。）に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- 。
- (2) 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項の保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- (3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。

- (7) 満 1 歳未満の子どもおおむね 3 人につき 1 人以上
- (イ) 満 1 歳以上満 3 歳未満の子どもおおむね 6 人につき 1 人以上
- (ウ) 満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもおおむね 20 人につき 1 人以上
- (エ) 満 4 歳以上の子どもおおむね 30 人につき 1 人以上

イ 幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用する満 3 歳以上の子ども及び保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用する満 3 歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する 4 時間程度の利用時間においては、満 3 歳以上の子どもにつき 1 学級当たり 35 人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも 1 人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。

- (5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 満 3 歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の規定による保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。

イ 満 3 歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあつては、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項の普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあつては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあつては原則として保育士

登録を受けていることとする。

(6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 建物の面積（満 3 歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満 2 歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、イ本文（満 2 歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。

学 級 数	面 積（平方メートル）
1 学級	180
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満 2 歳以上の子ども 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。ただし、満 3 歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、その建物の面積（満 3 歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満 2 歳未満の子どもの保

育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。) がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。

ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(ア)の基準に適合するときは(イ)の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(イ)の基準に適合するときは(ア)の基準に適合することを要しない。

(ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(イ) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

エ 屋外遊戯場は、建物及びその附属設備(以下「建物等」という。)と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合で、市長が特に認めるときは、当該施設の付近にある次に掲げる基準に適合する場所を屋外遊戯

場に代えることができる。

- (ア) 子どもが安全に利用することができること。
- (イ) 利用時間を日常的に確保できること。
- (ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (エ) ウに掲げる基準に適合すること。

オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているとき。
- (イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。
 - a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。
 - b 献立等について、栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。
 - c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができ、かつ、当該契約の内容が子ども

の健康を確保することができるものと認められること。

d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。

e 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、乳児室又はほふく室が設けられており、かつ、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づいたものであること。

イ 教育及び保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。

ウ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、保育を必要とする子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。

エ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

オ 教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ

持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に実施することができること。

カ 環境の構成については、子どもの安全を確保するとともに、子どもの年齢、発達の状況、利用時間等の固有の事情に配慮し、かつ、子どもの主体的な活動を促し発達に必要な経験を得られるよう配慮すること。

キ 小学校における教育との連携が図られること。

(8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。

(9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあつては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。

(ア) 省令第2条第1号に掲げる事業にあつては、1週間につき3日以上実施すること。

(イ) 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、全ての開園日において実施すること。

イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合

にあつては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。

ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。

(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができると認められること。

イ 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間並びに開園日数及び開園時間について、その地域における当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して適切に定められていること。

ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条の教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。

エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。

オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項の障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。

カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。

キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満 3 歳以上の子どもに対する食事の提供については、第 6 号オ(イ) a から e までに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。

ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。

ケ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨が表示されていること。

- (ii) 認定こども園の設置者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第 2 条第 2 号の暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

（法第 3 条第 3 項の要件）

第 4 条 法第 3 条第 3 項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

- (2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (3) 当該連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。
- ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- (4) 前条第4号から第11号までに掲げる要件に適合すること。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第53号）附則第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園の職員の数については、この条例の施行の日から認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第58号）附則第2項に規定する5年を経過する日までの間は、第3条第4号アの規

定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 3 この条例の施行の際現に存する認定こども園の屋外遊戯場及び建物については、当分の間、第 3 条第 6 号エ及びカの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4 平成25年 4 月 1 日前から存する保育所の設備を用いて保育所型認定こども園の認定を受ける場合における当該保育所型認定こども園の建物（同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に対する第 3 条第 6 号カの規定の適用については、当分の間、同号カ中「3.3 平方メートル」とあるのは、「2.475 平方メートル」とする。

提 案 理 由

神奈川県からの権限移譲に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定の要件を定めるため、横浜市認定こども園の要件を定める条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律（抜粋）**

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第3条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第4章において同じ。）の認定を受けることができる。

（第2項省略）

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

（第4項から第9項まで省略）

事務処理の特例に関する条例（抜粋）

（市町村が処理する事務の範囲等）

第3条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表（第 3 条関係）

（ 省 略 ）	
<p>4 の 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。）及び認定こども園の要件を定める条例（平成 18 年神奈川県条例第 65 号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定により、幼稚園又は保育所等が要件に適合している旨を認定すること。</p> <p>(2) 法第 3 条第 3 項の規定により、連携施設が要件に適合している旨を認定すること。</p> <p style="text-align: center;">（第 3 号から第 12 号まで省略）</p>	<p>横浜市、川崎市及び相模原市（左欄 (1) 及び (2) に掲げる事務にあつては、川崎市及び相模原市に限る。）</p>
（ 省 略 ）	